

傷病手当金支給申請について



傷病手当金とは

被保険者が病気やケガの療養のため労務不能となり、仕事を休んだ期間に給与を受けられない場合に支給される給付金です。

支給要件

次の①～④のすべての要件を満たしたときに支給されます。

①仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること

業務災害・通勤中のケガの場合は、労災保険に請求することになります。
療養のためとは、医師の指示のもと療養を指します。

②それまでついていた仕事に就くことができない (労務不能の状態である)こと

療養担当医師の意見等をもとに判断されます。

③4日以上仕事に就けなかったこと(連続する3日間の休業を含む)

療養のため労務不能となった日から起算して3日間は、傷病手当金を受給できない期間(待機期間)となります。待機期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含みます。4日目以降の支給要件を満たす日に対して傷病手当金が支給されます。

④休んだ期間について給与の支払いがないこと

給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の日額が傷病手当金の日額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。また、手当など一部の給与支給がある場合は、傷病手当金が減額されます。

支給期間

傷病手当金の支給開始日から通算して1年6ヵ月間を限度として支給されます。

欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
待機期間3日間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6ヵ月までの支給

支給額

1日あたりの支給額は、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額です。

**支給
総額**

直近1年間の標準報酬月額の
平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

※被保険者期間が1年に満たない場合は資格取得後の平均額と当健康保険組合に加入している被保険者の平均額のいずれか低い額を基準に算出します。

支給額が調整される場合

- 給与、手当が支給されている場合
- 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金、障害手当金を受給している場合
- 退職後に高齢退職年金を受給している場合 ●出産手当金を受給している場合

上記の給付等の1日当たりの金額と比べて傷病手当金の1日当たりの金額が…

- 高い場合** ➔ 1日当たりの金額の差額を計算して、傷病手当金が支給されます。
低い場合 ➔ その期間の傷病手当金は支給されません。

申請書の記載で不備が多い点

申請書の記載漏れ・誤りがあると、返戻や支払いの遅れにつながる場合があります。そのためご確認ください。

①申請年月日は、申請期間よりも後の日付をご記入ください

②申請期間には、待機期間も含めてください。
日数は、土日祝日、シフトで休みの日も含めてください。

その他注意点

初診日より前の期間は傷病手当金の対象になりません。

支給要件の「療養のため」とは、医師の指示のもと療養を指すため、医師の指示が出る前(初診日前)の期間は原則傷病手当金の対象となりません。

転院した際の申請期間にご注意ください。

転院する前日までの期間は、転院前の病院で医師意見欄に証明をもらってください。転院後の病院で証明してもらえるのは、転院後初めて受診した日(初診日)からとなります。